

Progress~進步~

2年6月号 2020年6月1日発行 三宅税理士法人 代表社員 三宅孝治 (中国税理士会 倉敷支部会員) 倉敷市中島2370番地14 TEL 086 - 466 - 1255 FAX 086 - 466 - 1288 第157号 発行担当者:山﨑 亜紀

(広告)

緊急事態宣言が全国で解除されました。今後は新しい生活様式を取り入れつつ、経済を活性化させていくことが必要に なってきますので、今月は新型コロナウィルスの感染拡大に伴う補助金等で、中小企業事業者に関係するものを案内さ せていただきます。

令和2年5月27日現在で公表されているものになります。今後、変更や新たな制度が追加される可能性がございます。 概要を記載させていただいておりますので、補助金等の申込をされる場合には、各制度の案内をご覧ください。

新型コロナウィルス関連の補助金等

《持続化給付金》(経済産業省)

概要 : 新型コロナウィルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、 再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給する。 給付額 : 中小法人等 200万円 個 100万円 昨年1年間の売上からの減少分が上限 前年の総売上(事業収入) - (前年同月比 50%月の売上×12ヶ月) 要件 : 新型コロナウィルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者 2019年(以前から事業に金額を表しまします。) 今後もこまと継続する意思がある事業者 2019年(以前から事業に金額を表しままし、1) を得ており、今後もこまと継続する意思がある事業者 治法人の場合は資本金の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下 対象月は、2020年1月から申請する月の前月までの間で、前年同月比で事業収入が50%以上減少 した月のつち、ひと月月から申請する月の前月までの間で、前年同月比で事業収入が50%以上減少 した月のつち、ひと月1月から申請する「電子申請が」基本となります。 三に自身で電子申請を行うことが困難な方のために、「申請サポート会場」が開設されています。 回山県内では 回山市・倉敷市・総会場は必ず事前予約が必要です。 申請期間: 令和3年1月15日

不正受給時の対応:提出された証拠書類等について、不審な点が見られる場合、調査を行うことがあります。 調査の結果によって不正受給と判断された場合、以下の措置を講じられます。 給付金の全額に、不正受給の日の翌日から返還の日まで、年3%の割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額 にその2割に相当する額を加えた額の返還請求。 申請者の法人名等を公表。不正の内容が悪質な場合には刑事告発。

令和2年1月1日~3月31日までに開業した法人・個人事業主・フリーランスの方についても持続化給付金の対象 等となる見通しです。

《雇用調整助成金(新型コロナウィルス感染症の影響に伴う特例》(厚生労働省)

概要 :経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して、一時的に休業、教育 訓練または出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成する

ものです。

新型コロナウィルス感染症に伴う特例措置により、支給対象となる事業主や助成率など、多くの拡充措置

が図られています。

: 平均賃金額×休業手当等の支払率×助成率

- 1人1日当たり8,330円が上限 (今後1人1日15,000円に引き上げられる見込みです)

助成金の支給限度日数は原則として1年間で100日分、3年で150日分ですが、緊急対応期間中

(令和2年4月1日~令和2年6月30日)に実施した休業などは、**この支給限度日数とは別に支給を受ける**

ことができます。

新型コロナウィルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している。 要件

最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している()

比較対象とする月についても、柔軟な取扱いとする特例措置があります。

労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている。

子ども・子育て拠出金率が改定されました

4月分 6月1日納期限の子ども・子育て拠出金率が1,000 分の3.4(0.34%)から1,000分の3.6(0.36%)に改定 されましたので、ご確認をお願い致します。

<6月カレンダー>

	10	水	*5月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
	30		*4月決算法人の確定申告・納付期限
			*10月決算法人の予定申告・納付期限
			*消費税等の納付期限(消費税年税額400万円超の1・7月決算法人)

《小学校休業等対応助成金》(厚生労働省)

: 令和2年2月27日から6月30日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者

に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させて事業主は助成金の対 象となります。 今般、対象となる休暇取得の期限を延長し、令和2年2月27日から9月30日までの間に

取得した休暇についても対象となる予定です。

: 有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

令和2年2月27日から3月31日は1日あたりの上限額 8,330円 令和2年4月1日から6月30日は1日あたりの上限額 15,000円 (予定)

新型コロナウィルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などをした小学

校などに通う子ども

新型コロナウィルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども

申請期間:令和2年9月30日まで

《事業継続支援金》(各市町村)

:新型コロナウィルス感染症の拡大で影響を受けた市内事業者の皆様に事業継続の一助としていただくための

事業全般に広く使える支援金です。

給付額 : 中小企業者 20万円

小規模事業者 10万円

対象者 : 市内の中小企業者または小規模事業者

・法人は市内に主たる事業所を有するもの

・個人事業主は、市内に住所及び事業所を有するもの

新型コロナウィルス感染症の影響により、令和2年2月から6月までのNずれかの月の売上高が、<mark>前年同月比</mark>

で20%以上減少している事業者

倉敷市の例になります。

岡山県内の主な市町村では5/27時点で 岡山市・倉敷市・赤磐市・玉野市・早島町が対象となっています。

《倉敷市ふんばる事業者応援事業費補助金》(倉敷市)

:倉敷市では新型コロナウィルス感染症の影響下において、事業者が自らの強みを生かして事業活動を継続し

ていくための新たな取組が支援されます。

令和2年4月1以降実施された業務転換・設備投資・商品開発・販路開拓が対象となります。

助成額 :上限20万円

中小企業者は対象経費の4分の3 小規模事業者は対象経費の5分の4

:新型コロナウィルス感染症の影響により、令和2年2月から6月のひと月の売上が、前年同月比で20%以上

減少している事業者

詳細は5月末頃に公表される予定です。

《特別家賃支援給付金》(予定)

: 新型コロナウィルス感染症拡大の影響で売り上げが落ち込んでいる企業に対し、家賃負担の軽減

を目的とする。

給付額 : 中小企業 給付率2/3 給付上限 50万円

個人事業主 給付率2/3 給付上限 25万円

半年分 最大600万円

対象者 : 売上が前年同月比50%減の事業者

今国会で成立の予定ですので決定ではなく、目安となります。

今後発表される情報にご注意ください。

《岡山県特別支援金》(予定)

新型コロナウィルスの感染拡大で影響を受けた事業者を支援するため、岡山県独自の「特別支援金」が創設されます。 パートやアルバイトを含む従業員数が21人以上で、県内に拠点を置く個人事業主、中小企業などが対象となります。 6/11開会予定の定例県議会に提案されますので、今後の情報にご注意ください。

今回記載させていただきました補助金等が支給された場合、法人では法人税、個人事業主では所得税の課税対象と なります。

個人へ支給される10万円の特別定額給付金は所得税の非課税となります。

今後も補助金や先月号で記載させていただいた税制上の支援策等がたに制定されることが予想されますので、

新たな情報にご注意ください。



当社は赤い羽根共同募金 寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています